

社会福祉法人かしのみ福祉会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人かしのみ福祉会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、各該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員等の報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

理事及び監事が理事会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

区 分	費 用 弁 償 (日額)
理 事 会 出 席	3,000 円

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。なお、理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

区 分	費 用 弁 償 (日額)
評 議 員 会 出 席	4,500 円

- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業

務にあたった場合は、別表 1 により実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 1 により実費弁償費を支払うことができる。

3 監事・理事・評議員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 1 により実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第 5 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第 6 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(補則)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 17 日より適用する。

別表 1

名 称	実費弁償費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等(日額)	4,500 円	
理事及び評議員業務報酬等(日額)	4,500 円	
監 事 監 査 指 導 報 酬 等(日額)	4.500 円	